

特定口座廃止に関するお手続きについて

特定口座内に投資信託の残高があるお客さまが、特定口座の廃止をご希望の場合、ご留意事項があります。
ご了承のうえ、「特定口座廃止届出書」をお送りください。

特定口座廃止手続き時に、特定口座内に投資信託の残高がある場合は、特定口座から一般口座への残高移管手続のため、**ソニー銀行での届出書受付後、手続完了のご連絡をするまでウェブサイトから投資信託をお取引できませんのでご注意ください（手続には約1営業日程度お時間がかかります）**。手続開始時および手続完了時に電子メールでお知らせします。

また、ソニー銀行が特定口座廃止届出書を受領した時点で、受渡未到来の投資信託のお取引がある場合は、すべてのお取引の受渡日が到来するまで特定口座の廃止手続ができません。

特定口座を指定した**積立プランが存続している場合は、原則、お客さまご自身で積立プランを取消してください**。

ソニー銀行が当該廃止届出書を受領した時点で特定口座を指定した積立プランが存続している場合（含む一時停止中）、ソニー銀行にて対象の積立プランを取消します。

ご不明な点がある場合はウェブサイトをご確認ください。

ソニー銀行 カスタマーセンター <https://sonybank.jp/inquiry/cs/>



特定口座廃止届出書 記入例

- ・記入例をご参照のうえ、ボールペンでご記入ください。
- ・**ご記入の内容に不備があるなどの場合は手続きができません。**
郵送前に記入漏れがないかなど、再度のご確認をお願いします。

特定口座廃止届出書

ソニー銀行株式会社 御中

太枠内をご本人さまがご記入ください。

ご依頼日	(西暦) 20△△ 年 △△ 月 △△ 日
ご住所	フリガナ トウキョウト ○○ク XX
	〒 101 - 0054 東京都○○区XX一丁目 1番地 2番地
	お電話番号 (03) 1234 - 5678
お名前	フリガナ ギンコウ ハナコ
	銀行 花子
生年月日	(西暦) 20△△ 年 △△ 月 △△ 日
口座番号	1 2 3 4 5 6 7

租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、次の注意事項に同意のうえ、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届け出ます。

特定口座の名称	ソニー銀行特定口座
廃止する勘定	特定保管勘定・特定上場株式配当等勘定

ご記入の内容を修正する場合は、二重線で抹消したうえで正しい内容をご記入ください。

ご登録のご住所・お名前・生年月日・口座番号を正確にご記入ください。

- ・特定口座に残高がある場合は、一般口座への移管手続のため、ソニー銀行での届出書受付後、手続完了のご連絡をするまでウェブサイトから投資信託をお取引できません(手続には約1営業日程度お時間がかかります)。手続開始時および手続完了時に電子メールでお知らせしますのでご確認ください。
- ・ソニー銀行が本届出書を受領した時点で、受渡未到来の投資信託のお取引がある場合すべてのお取引の受渡日が到来するまで特定口座の廃止手続ができません。
- ・特定口座を指定した積立プランが存続している場合は、原則、お客さまご自身で積立プランを取消してください。ソニー銀行が当該廃止届出書を受領した時点で特定口座を指定した積立プランが存続している場合(含む一時停止中)、ソニー銀行にて対象の積立プランを取消します。

特定口座廃止届出書

ソニー銀行株式会社 御中

太枠内をご本人さまがご記入ください。

ご依頼日	(西暦) 年 月 日
ご住所	フリガナ
	〒 -
	お電話番号 () -
お名前	フリガナ
生年月日	(西暦) 年 月 日
口座番号	

租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、次の注意事項に同意のうえ、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届け出ます。

特定口座の名称	ソニー銀行特定口座
廃止する勘定	特定保管勘定・特定上場株式配当等勘定

- ・特定口座に残高がある場合は、一般口座への移管手続のため、ソニー銀行での届出書受付後、手続完了のご連絡をするまでウェブサイトから投資信託をお取引できません（手続には約1営業日程度お時間がかかります）。手続開始時および手続完了時に電子メールでお知らせしますのでご確認ください。
- ・ソニー銀行が本届出書を受領した時点で、受渡未到来の投資信託のお取引がある場合すべてのお取引の受渡日が到来するまで特定口座の廃止手続ができません。
- ・特定口座を指定した積立プランが存続している場合は、原則、お客さまご自身で積立プランを取消してください。ソニー銀行が当該廃止届出書を受領した時点で特定口座を指定した積立プランが存続している場合（含む一時停止中）、ソニー銀行にて対象の積立プランを取消します。

銀行使用欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

翌月処理	メールMSG	Omega OP	取引制限解除	特定口座閉鎖登録	預かり区分変更	取引制限設定	メールMSG	受付・書類確認
変更	作成			登録	登録		作成	
承認	精査	検印		承認	承認		精査	

宛名ラベル

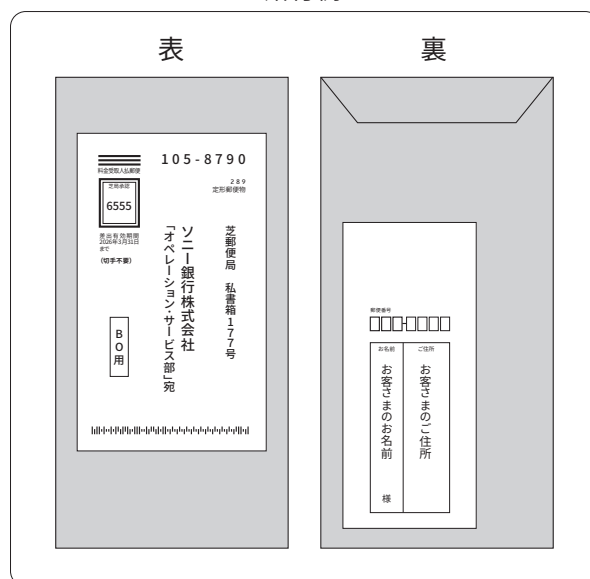
宛名ラベルを貼付した場合、郵便料金はソニー銀行が負担します（封筒はお客さまにてご用意ください）。
ご注意に従って、正しいご利用をお願いします。

ご注意

- ・本宛名ラベルのご利用は、各種届出書・依頼書などをソニー銀行に送る場合に限りです。
- ・ソニー銀行は、お客さまに封筒に貼付する宛名用紙の印刷を委託します。
- ・サイズ変更をせず、白い紙に等倍で印刷してください。
- ・キリトリ線にそって裁断してください。
- ・定形封筒に、切取った宛名ラベルがはがれないようにしっかりと糊付けしてください。
- ・封筒の裏面に、お客さまのお名前、ご住所をご記入ください。

※第三者への譲渡、改ざん、不正使用などを禁止します。

貼付例



キリトリ					
 料金受取人払郵便 芝局承認 6555 差出有効期間 2026年3月31日 まで (切手不要) BO用 105-8790 289 定形郵便物 芝郵便局 私書箱177号 ソニー銀行株式会社 「オペレーション・サービス部」宛 	郵便番号 □□□-□□□□ <table border="1"><thead><tr><th>お名前</th><th>ご住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>様</td><td></td></tr></tbody></table>	お名前	ご住所	様	
お名前	ご住所				
様					